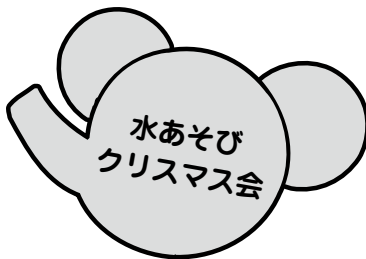


地域子育て支援センター

かわべほのぼのルームの募集について（かわべ保育所内）

☆子育てについて話し合ったり、お子さんと一緒に楽しい一時を過ごしましょう。☆

月一回、次のようなことをしています。



対象者

- 未就園児とその保護者
平成 15 年 4 月 2 日～
平成 17 年 4 月 1 日生
(ただし 1 才半をむかえたお子さん)
- 日高川町在住

第 1 回目日時

- 5 月 23 日 (火)
午前 9:30～11:00
- 場所：かわべ保育所

※事前にかわべ保育所へお申込み下さい。

☎22-8560

のびのび広場にあそびにきてね!

(なかつ保育所内)

のびのび広場は、月 1 回 2 才以上児の保育所等に通っていないお子さんと、その保護者を対象に活動しています。

つくってあそぼう
身近な素材で
楽しいおもちゃ作り

読み聞かせ
絵本・パネルシアター
紙芝居・エプロンシアター

身体を使って遊ぼう
リズム遊び・
ふれあい遊び

クッキング
カンタン・おいしい
手作りおやつ

こんなことしていますので楽しく過ごしましょう!!

なかつ保育所 ☎54-2030



地域子育て支援センターからのお知らせ

～かわべ保育所内：なかつ保育所内～

園庭開放

砂遊び・スベリ台・大型遊具で一緒にあそびましょう！！
毎週木曜日 10:00～11:00（かわべ保育所）
毎週木曜日 10:00～11:30（なかつ保育所）

かわべ保育所となかつ保育所に
地域子育て支援センターをおいて、
未就園児の子育てを応援しています

絵本の貸し出し

毎週 1回絵本の貸し出しを行っています。
お子さまと一緒に絵本を楽しみましょう。
毎週木曜日 10:00～11:00（かわべ保育所）
毎週火曜日 10:00～11:30（なかつ保育所）



育児相談

電話・来所・訪問による相談を行っています。一人で悩まず、気軽にご相談ください。
かわべ保育所 ☎22-8560 なかつ保育所 ☎54-2030

5月29日から農産物の残留農薬基準が変わります

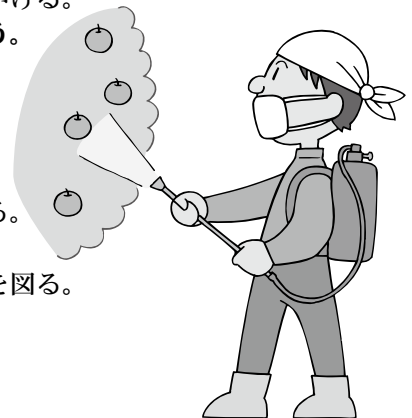
～ポジティブリスト制の導入～

ポジティブリスト制とは、農薬が残留した農産物の流通を原則禁止し、残留が許される場合については作物ごとに基準値を示す制度で、導入後は全ての農薬と作物の組み合わせで基準が設定されます。

残留農薬基準の見直しに伴い、発生が想定される問題点としては、農薬の飛散（ドリフト）により、隣接園に農薬がかかってしまい、隣接の園地で収穫された農産物から残留農薬が検出され、基準を超えた場合は出荷停止となること等が考えられます。

対策としては、次のようなことが挙げられます。

- ①使用する防除器具に農薬が残らないよう、洗浄を徹底しましょう。
動力噴霧器、タンク、ホースの洗浄の徹底を心がける。
- ②農薬散布には適切なノズルを選び、適切な圧力で散布しましょう。
霧なしノズルへの交換等と、ノズルにあった適圧散布の徹底を心がける。
- ③農薬散布はその作物だけにかかるよう、近接散布を心がけましょう。
園地の外側から内側に向け、出来るだけ対象作物だけに散布する。
- ④風のない時を選んで散布しましょう。
風向き・風速に注意し、出来るだけ風のあるときは散布しない。
- ⑤出来るだけ隣接ほ場の作物に登録のある薬剤を選びましょう。
隣接ほ場の作物を観察し、農薬使用基準と残留農薬基準を確認する。
- ⑥隣接園地農家との農薬散布情報を交換しましょう。
防除日程、収穫時期等の情報交換を徹底し、日ごろから意思疎通を図る。
- ⑦遮蔽シートの設置や、背丈の高い緑肥植物を有効利用しましょう。
クーラー散布等、圧力調整の難しい場合は遮蔽シートを利用する。
ソルゴー等の緑肥作物を有効利用する。
- ⑧より飛散しにくい農薬を選択しましょう。
粒剤など、より飛散しにくい農薬や性フェロモン剤、生物農薬等を活用する。



基本として、農薬容器のラベルを熟読し、
使用基準を遵守しましょう。

また、生産者個々が問題意識を持ち、地域
一体となって取り組むことが重要です。

農薬の登録・失効情報を検索したい方は、独立行政法人農
業検査所ホームページで確認することができます。

<http://www.acis.go.jp/>